

報告事項及び議案概要

第14回富士山世界文化遺産協議会の報告事項及び書面による決議に伴う議案の概要は、次のとおりとなります（詳細は、各資料を御確認ください。）。

【報告事項】

- 1 「富士山登山鉄道構想」に対する学術委員会提言について（資料1、参考1、2、3）
 - ・富士山世界文化遺産協議会の保存管理等について助言、報告を行うために設置された富士山世界文化遺産学術委員会は、『「富士山登山鉄道構想」に対する提言』を令和2月4日富士山登山鉄道構想検討会に送付した（参考1）
 - ・同検討会は、令和2月8日に第2回総会を開催し、上記提言を踏まえた『富士山登山鉄道構想』を取りまとめた（参考2、3）

- 2 ユネスコへの定期報告について
 - ・世界遺産については、地域ごとに6年に一度ユネスコに保全状況等の定期報告（アンケート方式）を行うこととなっており、富士山を含む国内の資産については、日本国政府が2021年（令和3年）7月に提出予定。
 - ・富士山世界文化遺産協議会事務局（山梨・静岡県の世界遺産担当課）は、2020年（令和2年）11月末までにセクションⅡの入力作業を一通り終え、現在は、文化庁との調整、確認を行っている。

【議案】

- 1 世界遺産「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル（案）について（資料3、資料3-2）
 - ・世界遺産委員会では、世界遺産登録及び保全状況の審査において、世界遺産の顕著な普遍的価値が、計画されている事業等によって受ける影響を事前に評価する「遺産影響評価（HIA）」の実施を勧告する事例が増加している。
 - ・第12回学術委員会（令和元年10月）で、世界遺産富士山においても遺産影響評価（HIA）を導入すること及びそのためのマニュアルを策定することが承認され、これまで、関係市町村と協議を行いながら、小委員会でマニュアルの内容について検討、策定を行い、第16回学術委員会（令和3年2月）及び第20回富士山世界文化遺産協議会作業部会（令和3年3月）でマニュアル案が承認された。
 - ・マニュアル案の内容について諮り、令和3年4月より世界遺産富士山において遺産影響評価（HIA）を導入したい。

2 公平で分かりやすい利用者負担制度について（資料4、4-2）

- ・ 富士山保全協力金制度の開始から5年経過した平成30年度に、制度の検証、見直しを開始した。
- ・ 第13回会富士山世界遺産協議会（令和2年8月・書面）で、公平で分かりやすい利用者負担制度の実現のため、「受益者負担」の概念を追加し、令和2年度中に義務的料金として全員が支払う新制度の骨子案を作成することについて承認された。令和2年度は利用者負担専門委員会ワーキング、利用者負担専門委員会で検討、骨子（条件付入域制度を前提とした法定外目的税制度）の策定を行い、第20回富士山世界文化遺産協議会作業部会（令和3年3月）で承認された。
- ・ ついては、新制度骨子案（条件付入域制度を前提とした法定外目的税制度）について諮る。
- ・ 承認された後には、課題を一つ一つ解決しながら、条件付入域制度を具体化し法定外目的税制度の導入に向けた検討を進める。

3 富士山須走口五合目における園地事業の遺産影響評価（案）について（資料5、5-2）

- ・ 須走口5合目において、環境省等により既存の観光案内所及びバスチケット売場を集約したインフォメーションセンターの建設等の園地整備（令和3年度に着工、竣工予定）が予定されている。
- ・ 園地事業全体について、世界遺産富士山の顕著で普遍的価値への影響は確認又は予見されていないとする遺産影響評価書（案）について諮る（なお、本遺産影響評価書（案）は、第14回学術委員会（令和2年10月）において承認されている）。

4 令和元年度経過観察指標に係る年次報告書（案）について（資料6）

- ・ 世界遺産「富士山」においては、「ヴィジョン・各種戦略」に定めた経過観察指標の拡充・強化及び「富士山包括的保存管理計画」に定めた観察指標に基づき、モニタリングを実施している。
- ・ 富士山世界文化遺産協議会は、年1回、モニタリング結果の報告書を作成し、学術委員会の助言や、作業部会の意見を踏まえ、協議会の承認を得ている。
- ・ 資産及び周辺環境に対する負の影響が確認又は予見されていないとする年次報告書について諮る。

5 令和2年度事業報告及び収支決算（見込）について（資料7、7-2）

- ・ 遺産影響評価手法の導入、公平で分かりやすい利用者負担制度の実現、富士山登山鉄道構想の遺産に与える価値を踏まえた検討等のため、富士山世界文化遺産協議会（1回）、作業部会（2回）、学術委員会（3回）、学術委員会小委員会（10回）利用者負担専門委員会（2回）、利用者負担制度ワーキング（4回）等の保存管理のための会議を開催した。
- ・ 会議開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえWeb会議を活用し、会議を適切に開催するとともに旅費を削減した。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により富士山が開山しなかったことにより、来訪者管理に係るモニタリングの事業を中止した。
- ・富士山登山者数平準化等促進業務において、次年度の開山にむけた、混雑平準化、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた登山マナーの紹介を盛り込んだ動画及び混雑カレンダーチラシを作成した。等
- ・上記により令和2年度予算額 21,217 千円に対し、8,393 千円の支出を行った本事業報告及び収支決算（見込）について諮る。

6 令和3年度事業計画（案）及び予算（案）について（資料8、8-2）

- ・令和3年度事業計画においては、来訪者管理に係るモニタリング、普及啓発（ホームページの運営、パンフレットの配布）等を実施する。
- ・上記に加え、混雑平準化等動画の動画掲載サイト等を活用した積極的な広報、遺産影響評価の導入等を予定した、本令和3年度事業計画（案）及び予算（案）について諮る。

7 富士山世界文化遺産学術委員会設置要綱の改正について（資料9、9-2）

「遺産影響評価に関することについて協議する機関として、遺産影響評価部会を新たに設置すること」及び「委員会への助言者として、新たに顧問を設置すること」に係る改正について諮る。